

# 1 調査の概要

## 1 調査の目的

我が国の人口動態5事象（出生、死亡、婚姻、離婚及び死産）を把握し、各種施策の基礎資料とする。

## 2 調査の対象

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届けられた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としている。

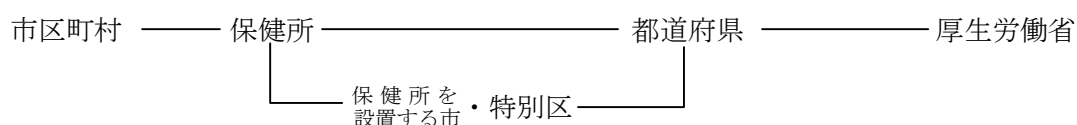
ただし、本報告書では日本における外国人及び外国における日本人の事象は除いている。（日本において発生した日本人の事象を客体とした。）

## 3 調査の期間

平成29年1月1日～12月31日

## 4 調査の方法

市区町長が、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届書に基づいて人口動態調査票を作成し、これを保健所長、都道府県知事を経由して厚生労働大臣に送付する。



## 5 関係法規

人口動態調査令（昭和21年勅令第447号）

人口動態調査令施行細則（昭和23年厚生省令第6号）

戸籍法（昭和22年法律第224号）

戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）

出生証明書の様式等を定める省令（昭和27年法務・厚生省令第1号）

国籍法（昭和25年法律第147号）

死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号）

死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令（昭和27年厚生省令第12号）

## 6 集計

都道府県・市区町別の集計は、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。

調査の集計は厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）が実施。ただし、県及び市区町別の集計の一部は、厚生労働省人口動態調査の調査票情報を利用し県で実施。

## 2 用語の解説

自然増加	出生数から死亡数を減じたもの
乳児死亡	生後1年未満の死亡
新生児死亡	生後4週未満の死亡
早期新生児死亡	生後1週未満の死亡
妊娠期間	早期：妊娠満37週未満（259日未満） 正期：妊娠満37週から満42週未満（259日から293日） 過期：妊娠満42週以上（294日以上） ※出生、死産及び周産期死亡の妊娠期間は満週数による。 （昭和53年までは、数えによる妊娠月数）
死産	妊娠満12週（妊娠第4月）以後の死児の出産 ※死児…出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないもの
自然死産と人工死産	人工死産…胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は附属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合 自然死産…人工死産以外のすべての死産 ※人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。 （1）胎児を出生させることを目的とした場合 （2）母体内の胎児が生死不明又は死亡している場合
周産期死亡	妊娠満22週（154日）以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

### 3 比率の解説

出生率	=	$\frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$
死亡率	=	$\frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$
乳児死亡率	=	$\frac{\text{年間乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$
新生児死亡率	=	$\frac{\text{年間新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$
自然増加率	=	$\frac{\text{自然増加数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$
死産率	=	$\frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出産数（出生数 + 死産数）}} \times 1,000$
自然死産率	=	$\frac{\text{年間自然死産数}}{\text{年間出産数（出生数 + 死産数）}} \times 1,000$
人工死産率	=	$\frac{\text{年間人工死産数}}{\text{年間出産数（出生数 + 死産数）}} \times 1,000$
周産期死亡率	=	$\frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出産数（出生数 + 妊娠満22週以後の死産数）}} \times 1,000$
妊娠満22週以後の死産率	=	$\frac{\text{年間妊娠満22週以後の死産数（総数・自然・人工）}}{\text{年間出産数（出生数 + 妊娠満22週以後の死産数）}} \times 1,000$
早期新生児死亡率	=	$\frac{\text{年間早期新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$
婚姻率	=	$\frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$
離婚率	=	$\frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$
合計特殊出生率	=	$\frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}} \quad \text{15歳から49歳までの合計}$

（合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子供の数に相当する。（実際に一人の女性が一生の間に生む子どもの数はコーホート合計特殊出生率である。）